

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年10月20日から2029年10月19日までの3年間

2. 内容

【目標1】年次有給休暇の取得を促進する

〈対策〉

- 2026年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率が低い従業員に対して所属長から取得を促す体制を整備する。
- 2027年4月～ 年1回、計画的な年次有給休暇取得推奨期間を設定し、従業員への周知を行う。
- 2027年10月～ 年次有給休暇の取得状況を半期ごとに全従業員に共有し、取得促進の意識を高める。

【目標2】所定外労働時間の削減に取り組む

〈対策〉

- 2026年10月～ 全従業員の所定外労働時間の実態を把握し、業務の繁閑に応じた人員配置の見直しを検討する。
- 2027年4月～ ノー残業デー(毎週水曜日)を導入し、全従業員に周知する。
- 2027年10月～ 業務プロセスの改善(受払DX化等)を進め、業務効率化による所定外労働時間の削減を推進する。

【目標3】育児・介護休業制度等の周知と活用促進

〈対策〉

- 2026年10月～ 育児・介護休業制度、短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休暇等の既存制度について、就業規則の該当規定を再確認し、必要に応じて改定する。
- 2027年4月～ 年1回、全従業員を対象とした両立支援制度の説明会を実施し、制度の周知を図る。
- 2027年10月～ 両立支援に関する相談窓口を設置し、妊娠・出産・育児・介護等に関する相談体制を整備する。

3. 従業員への周知方法

- 本行動計画を社内の見やすい場所に掲示するとともに、全従業員に書面で配布する。
- 本行動計画の内容を、全従業員が参加する会議で説明する。

4. 外部への公表方法

- 厚生労働省が運営する「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>) に本行動計画を公表する。

2026 年 10 月 20 日

有限会社メイホウ

代表取締役 寺野 峰雄